

(令和7年4月1日現在)

1 事業所

事業者の名称	社会福祉法人 正光会
代表者名	理事長 生田 裕子
法人の所在地	福岡県柳川市細工町9
法人の電話番号	0944-72-0757
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと

3 運営方針

《正光会の保育理念》

子ども一人ひとりの人格を尊重し、いのちといのちのふれ合いの中で、
慈しみの心、いのちを大切にする保育にあたる

《保育方針》

- 1 子どもの健康と安全を基本にして、保護者の自己実現を助け、ともに育て
あいともに育ちあう
- 2 基本的な生活習慣の態度を育成するとともに、豊かな人間性を持った、
人とのかかわりが持てる子どもを育成する
- 3 豊かな情操を培う人的物的環境構成に心がけ、子どもたちが自発的意欲的に
活動し、各々の育ちの時期にふさわしい体験が得られるようにする
- 4 常に家庭地域との連携を密にし、地域に開かれた保育園として育ちあう

4 保育園の概要

名称	光照寺こども園	正光乳児保育園
所在地	柳川市細工町9	柳川市椿原町45-15
電話番号	72-0757	72-9080
法人創立年月日	昭和45年10月	
事業認可年月日	昭和28年3月31日	昭和48年4月1日
施設長氏名	生田 祥子	生田 裕子
利用定員	1号〔5名〕・2号〔100名〕	3号〔70名〕
職員数	44名(園長含)	
特別保育の実施状況	延長保育事業・一時預り事業・地域子育て支援拠点事業	
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために 園外研修及び月1回園内研修を実施	
嘱託医	二宮正幸(小児科)・伊東敏雄(耳鼻科)	
嘱託歯科医	大橋 裕(歯科)	

5 開所日・開所時間及び休所

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時まで
保育時間	1号 8:30~16:00 2号・3号（短時間）8:00~16:00（標準時間）7:00~18:00
休園日	〔1号〕土日祝祭日・春夏秋冬休み・その他 〔2号・3号〕日祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)

6 施設の概要

	光照寺こども園	正光乳児保育園
敷地面積	1,062.85㎡	2,155.88㎡
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て	鉄筋コンクリート造 2階建て
施設の内容	保育室 170.292㎡ 遊戯室 186.309㎡ 調理室 48.149㎡ トイレ 4箇所 屋外遊戯場 1107.16㎡	乳児室・ほふく室 161.333㎡ 保育室 231.868㎡ 調理室 51.575㎡ トイレ 4箇所 屋外遊戯場 994.92㎡

7 職員体制

（令和7年4月1日現在）

職名	光照寺こども園
園長	1人
副園長	1人
事務	2人
主幹教諭	1人
保育教諭	15人
栄養士・調理師	2人
嘱託医	2人
嘱託歯科医	1人

職名	正光乳児保育園
園長	1人
主任保育士	1人
保育士	14人
看護師	1人
栄養士・調理師	3人
嘱託医	2人
嘱託歯科医	1人

※保育士の中に歯科衛生士経験者が1人います

8 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は、正光乳児保育園（未満児）のみ柳川市が決定します。

(2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

①道具代 新入園児のみ600円程度徴収します。

②お米代 光照寺こども園のみ毎月〔1号〕 500円〔2号〕 1,000円徴収します

③副食費 光照寺こども園のみ毎月〔1号〕 4,500円〔2号〕 5,000円徴収します

※保育料の取り扱いと同じで日割計算及び返金はありません。

④上記のほか、絵本代・体操服、帽子、スモック(3・4・5歳児)等を負担いただきます。

また、保護者会から保護者会費の徴収があります。

(3) 延長保育

延長保育料は1時間100円です。

9 給食について

当園の給食方針	季節(旬)の新鮮な野菜や魚を使うなど材料を吟味し、色々なメニューでバランスの摂れた食事をつくり、健康な心と体づくりをする。
昼食・おやつ	・年齢に応じた食材の切り方に配慮し、噛む力を育てる。 ・手作りの昼食・おやつ作りをし、豊かな味覚を育てる。 ・だし汁はかつお・昆布・いりこ・鶏ガラから取る等、子どもたちが食べ物の本物の味を知ることができるように調理工夫している
アレルギー等への対応 及び食育	・医師の診断に応じて個別の除去食(代替え)をおこなう。 ・子どもと一緒に野菜をプランターで育てるなど食育に取り組み子どもたちの食べることへの興味関心を高める。

10 年間行事予定 (令和7年度)

	行事内容
4月	進級式・花まつり・保育参観・ふたば会総会・両親講座
5月	降誕会・親子会食会(年少児、年長・年中新入園児)
6月	クラス懇談会(年長児)
7月	七夕会・ワクワク体験(年長児のみ)・一年生OB会
8月	盆踊り会
9月	敬老参観(光照寺こども園のみ)
10月	運動会
11月	芋掘り
12月	報恩講(おときよばれ)・生活発表会(正光乳児保育園のみ)
1月	生活発表会(光照寺こども園のみ)
2月	節分・年長児バス遠足・新年度説明会&保育参観
3月	お別れ会(年長児のみ川下り)・卒園式
◎ 毎月の行事 身体測定・誕生会・避難訓練(防災・防犯訓練)	
◎ 奇数月に『スマイルデー』光照寺こども園と正光乳児保育園の交流会&誕生会	

別表1

教育・保育において提供する便宜に要する費用

項目	内容等	金額	
おたよりバサミ	園から保護者へのおたより等お手紙を入れるファイル代	600円程度	全園児
ふたば会費	保護者会費	月額600円	全園児
帽子	園児が使用する帽子代	1300円程度	全園児
体操服	園児が使用する体操服代	6500円程度	1歳以上児
スモック	園児が使用するスモック代	3000円	光照寺こども園
絵本代	園児が読む絵本代	400円程度	正光乳児保育園
絵本代	園児が読む絵本代	440円程度	光照寺こども園
主食費	主食の提供に係る費用	月額1000円程度 1号認定月額500円程度	光照寺こども園
副食費	副食の提供に係る費用	月額5000円程度 1号認定月額 4500円程度	光照寺こども園 ※副食費徴収免除対象児童を除く

別表3

延長料金（2・3号認定）

標準時間	18:00～	100円
短時間	7:00～8:00	100円
	16:00～	1時間につき100円

加入している保険

日本スポーツ振興センター	ふたば会（保護者会）より210円
ほいくのほけん（東京海上日動火災保険）	保護者負担なし

補足資料 (社会福祉法人正光会 運営規定より抜粋)

(利用の開始及び終了に関する事項等)

- 1 本園は、柳川市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、保育の実施について柳川市から保育の委託を受けたときは、これに応じる。
- 2 園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了する。
 - (1) 当該園児に係る教育・保育給付認定の効力が失われたとき
 - (2) 保護者から本園の利用について取り消しの申し出があったとき
 - (3) 柳川市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 1 本園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、柳川市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 本園は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人正光会は、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこととし、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

(1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

1. 園児募集に関連する連絡・・・ホームページ作成・パンフレット作成
2. 保護者との連絡に関する業務・・・コドモンアプリにて保育内の写真公開
3. 案内、案内状等の送付、その他当園の保育サービスに関連する情報提供
4. 各種お問い合わせ等への対応
5. その他、当園の業務の適切かつ円滑な遂行
6. 職員の採用活動
7. 業務上必要な名簿の作成、業務上の連絡
8. 勤務管理において法令上要求される諸手続きの遂行
9. その他当園における必要な人事・労務管理の遂行

(2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。

(3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全性確保の実践

(1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。

(2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

光照寺こども園事務室

正光乳児保育園事務室

社会福祉法人正光会

理事長 生 田 裕 子

光照寺こども園利用者各位

正光乳児保育園利用者各位

社会福祉法人正光会

理 事 長 生田 裕子

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人正光会（以下「本法人」という。）では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。

本法人における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めています。

記

1. 苦情解決責任者 生 田 裕 子（正光乳児保育園 園長）
 生 田 祥 子（光照寺こども園 園長）
2. 苦情受付担当者 龍 真 由 美（正光乳児保育園 主任保育士）
 池 末 明 世（光照寺こども園 副園長）
3. 第三者委員 （1）姉川 章二〔連絡先 TEL：72－2504〕
 （2）金子 誠剛〔連絡先 TEL：85－8955〕

4. 苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4）福岡県「運営適正化委員会」の紹介

本法人で解決できない苦情は、福岡県社会福祉協議会「連絡先 〒816－0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内 TEL092－915－3511（代）」に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

以上。